

# 台東区 不登校対策ガイドライン

令和8年4月

台東区教育委員会



## 目次

はじめに	1
I 不登校対応方針	2
1 不登校対応方針	2
2 学校の基本的な支援方針	2
II 具体的な支援	3
1 未然防止	3
2 早期対応	4
3 自立支援	5
4 不登校支援フローチャート	6
III 本区における取組	8
1 チャレンジクラス（東京型不登校特例校）	9
2 校内教育支援センター	10
3 不登校対応巡回教員	11
4 生活指導相談学級（あしたば学級）	12
5 ふれあいパートナー派遣事業	16
6 バーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業	17
IV 参考	19
1 不登校児童生徒への支援の在り方について	
2 不登校の児童生徒等への支援の充実について	
3 不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について	
4 台東区立学校における不登校児童・生徒の家庭でのICT等を活用した学習活動の出欠の取扱いに関するガイドライン	
5 台東区立学校における不登校児童・生徒の学校外の公的機関や民間施設での活動の出欠の取扱いに関するガイドライン	
6 校内別室指導員配置事業実施要綱	
7 令和6年度 総合教育会議資料	

## はじめに

令和7年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によると、国立、公立、私立の小・中学校における不登校の児童生徒は、35万3970人となり、過去最多となりました。そのうち、学校内外で相談等を受けていない児童生徒数が13万5925人と高水準で推移しています。本区においても、不登校の児童生徒数は増加傾向が続いており、生活指導上の喫緊の課題となっています。

学校や社会を取り巻く環境が厳しさを増しており、子供たち一人一人が、自らの生き方を主体的に考え、社会の一員として自立できるよう、様々な状況に対応した居場所づくり、教育環境の整備が求められております。そして何より、不登校児童生徒を生み出さない魅力ある学校づくりが重要であると考えております。

本ガイドラインは、不登校の未然防止、早期対応、長期化した場合の対応等、不登校児童生徒への支援に関する基本的な考え方を示すものです。子供たちが充実した生活を送ることができるよう、学校と教育委員会が一丸となって取り組んでいきましょう。

台東区教育委員会教育長

佐藤 徳久

# I 不登校対応方針

## 1 不登校対応方針

「不登校児童生徒への支援の在り方について（令和元年10月25日付け文部科学省初等中等教育局長通知）」では、不登校児童生徒に対する支援の視点として、「不登校児童生徒への支援は、『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある」と示されています。各校においては、校長のリーダーシップの下、児童生徒一人一人の状況等に基づく組織的・計画的な支援が必要不可欠です。

その際には、家庭との連携はもちろんのこと、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門職、教育委員会、教育支援館（あしたば学級、教育相談）、医療機関、子ども家庭支援センター等との「横」の連携、異校種（都立特別支援学校を含む）等との「縦」の連携が必要です。

台東区教育委員会では、あしたば学級だけではなく、民間施設等と連携した居場所づくりに取り組む他、令和7年度から「校内教育支援センター（全校）」、「チャレンジクラス（上野中学校）」の設置や不登校巡回指導教員（都費）を派遣する等、不登校対策を強化しています。

## 2 学校の基本的な支援方針

前出の文部科学省通知において、不登校児童生徒支援における学校の役割は「極めて大きい」とされ、「学校教育の一層の充実を図るための取組が重要」であり、「既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要がある」と示されています。学校や家庭等が、共感的理解と受容の姿勢をもち、不登校児童生徒に寄り添いながら組織的・計画的な支援策を講じていくこと、不登校児童生徒の自己肯定感を高めることが重要です。

なお、児童生徒が不登校になってからの処的な取組に先立ち、不登校が生じない学校づくり（魅力ある授業づくり、安心安全な学校づくり、教育相談機能の強化）に努めるべきであることは言うまでもありません。

## II 具体的な支援

### I 未然防止（不登校を生まない、魅力ある学校づくり）

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」では、学業不振やいじめ、学校生活への不適應等、学校に係る状況が原因で不登校の状態に陥る児童生徒も多いことが示されています。

「教育は人なり」と言われるように、学校教育における教師の役割は極めて大きいと言えます。予測困難な時代、いわゆるVUCAの時代を生きる子供たちが自己の能力を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の主人公になっていけるよう、引き続き「主体的・対話的で深い学び」の実現による魅力ある学校・授業づくりを目指す必要があります。

各校においては、全教育活動を通じた道徳養育の充実・推進、道徳授業改善推進プランに基づく魅力ある授業づくり、スタートカリキュラムの充実、異校種間での情報共有等に取り組み、学校が児童生徒にとって安心・安全な居場所となるよう努めましょう。

児童生徒や保護者は、学校や教師大きな期待を寄せています。「学校は楽しい。学校は安心して通わせられる場所だ。」と思ってもらえるよう、児童生徒や保護者との信頼関係構築に努めることが重要です。その際には、以下の点に留意が必要です。

- (1) 積極的に教員から声を掛ける等、気軽に話せる関係をつくりましょう。
- (2) 児童生徒、保護者からの相談には、組織的に丁寧な対応を心掛けましょう。
- (3) 保護者に対しては、児童生徒の良い姿を積極的に通知しましょう。

なお、「命に関わる危険な行為」「いじめ」「虐待」等の対応にあたっては、信頼関係構築を優先することなく、毅然とした対応が必要です。特にいじめについては、「年間3回以上の校内研修」「年間3回以上のいじめに関する授業」「年間3回以上のアンケート調査」を確実に実施することで、未然防止・早期発見・早期対応に努めてください。

令和6年度から、スクールソーシャルワーカーの巡回訪問（週1回）を実施しています。従前から派遣しているスクールカウンセラー（都費・区費）と共に、児童生徒（必要に応じて保護者）の困っている原因に寄り添い、専門的知見に基づく支援の充実を図っていきます。

## 2 早期対応（初期段階で対応し、長期化を防ぐ）

欠席状態が長期化すると、生活リズムの乱れや教室への入りづらさが生じ、その回復が困難になる傾向が示されていることから、早期対応が重要です。以下は、不登校の初期段階でみられる傾向です。当てはまる項目がある場合は、組織的な対応を検討する必要があります。

- 遅刻や早退が多い。
- 頻繁に体調不良を訴え、保健室を訪問する機会が増える。
- 表情が暗い。
- 授業中に居眠りをしている。
- 特に、休み明けの欠席が多い。
- 友人関係等での悩みを抱えている。

各校においては、欠席が続く場合の対応について共有し、担任だけではなく、すべての教職員が一丸となって早期対応に取り組めるようにしましょう。また、担任やスクールカウンセラー等との面談を実施する等、当該児童生徒に寄り添った対応に努めてください。

不登校の要因・背景は多様化、複雑化しています。支援を検討する上で、初期段階での適切なアセスメントを行うことは極めて重要です。児童生徒の状況は、日々刻々と変化する場合があります、状況に応じた柔軟な対応が求められます。そのため、週1回程度の校内委員会を開催した後、定期的に本人や保護者との面談、関係機関との情報共有の場を設け、支援策を協議する必要があります（ICTの活用も考えられる）。

## 面談実施にあたっての留意点

- 直接話し合う  
言葉の行き違いや誤解を招かないため、対面での話し合いの場を設けましょう。
- 面談場所・時間は、本人・保護者の希望を優先する  
自宅での面談も検討しましょう。面談時間は、長くても1時間半です。あらかじめ設定しましょう。
- 複数で対応する  
担任以外の同席者については、事前に保護者に伝えましょう。
- 事前に情報を収集する  
他の教職員や友人等からの情報を収集しておきましょう。
- 寄り添う姿勢を言葉や態度で示す  
解決に向け、一緒に考える姿勢を示しましょう。
- 本人・保護者の話が全体の7割になるようにする  
本人・保護者の悩みに寄り添いましょう。特に初回の面談時は、聞き取りが主たる目的となります。
- 内容を整理しながら聴く  
時系列に経過をまとめたり、人間関係を図式化したりしながら、傾聴しましょう。
- 結論を急がない  
簡単に原因が特定できたり、解決策が明らかになったりすることはありません。

### 3 自立支援（不登校が長期化した場合の支援）

不登校が長期化してしまっている背景や要因、態様については、児童・生徒によって様々です。そのため、学期や学年の節目などには、不登校児童・生徒の状況を的確に把握し、課題解決に向けた支援策を組織的に共有する必要があります。担任が一人で抱え込むことなく、家庭との連携や授業のオンライン配信等の様子について、定期的に校内委員会で情報を共有することが重要です。

家庭への直接的な働き掛けが有効な場合もあります。保護者自身に課題がある場合には、スクールソーシャルワーカーや子ども家庭支援センター等との連携を視野に入れ、家庭と学校、関係機関の連携の中で対応することが不可欠です。

その際、不登校児童生徒の保護者への働き掛けが、保護者を追い詰める結果となり、かえって状況を悪化させる場合もあることから、まずは保護者との信頼関係を築くことが重要です。そのために、スクールカウンセラーや教育相談コーディネーターを中心とする学校の相談窓口を周知する等、保護者が気軽に相談できる体制を整えておくことが重要です。

日々の電話連絡（S u m a M a c h i を含む）や、定期的な家庭訪問等により、本人や保護者に「学校や先生は、いつも気にかけているよ。」というメッセージを発信し続けることが、一歩を踏み出す勇気にもつながります。

各校においては、不登校児童生徒に寄り添いながら、学びたい教科や体験したい行事、部活動等の部分的な登校や、校内教育支援センターへの登校、オンライン授業への参加、教育支援館のあしたば学級、フリースクール等の利用等、多様な学びの形を提案し、将来的な社会的自立を支援することが重要です。

#### 4 不登校支援フローチャート

##### 未然防止（不登校を生まない、魅力ある学校づくり）

- 児童生徒、保護者、地域住民等との信頼関係構築
- 「授業改善推進プラン」を基にした「わかる・できる・楽しい」授業の展開
- 学校評価、いじめアンケート等の活用
- 教職員間の良好な人間関係構築

p3  
参  
照

##### 早期対応

（初期段階で対応し、長期化を防ぐ）

##### 児童生徒の欠席が継続し始めた状況（7日未満）

- Suma Machi による返信で終わらせず、直接電話にて本人・保護者の状況を把握する。
- スクールカウンセラーや校内別室指導支援員等による面談や行動観察を行う。
- 来校が難しい場合には、家庭訪問によって本人・保護者の様子を把握する。
- 校内委員会での情報共有を行う。

p4  
p5  
参  
照

##### 児童生徒の欠席が長期化した状況（7日以上）

- 本人、保護者との面談から、支援計画を立てる。
- 児童生徒理解資料・支援シート等を作成し、校内委員会（ケース会議）での情報共有を行う。

##### 自立支援（不登校が長期化した場合の支援）

- 児童生徒、保護者と面談し、自立に向けた意思等を確認する。
- 校内委員会において支援方針、対応策を再検討する。
- 関係機関等と連携し、多様な学びの場を提供する。
- 定期的な家庭訪問等を継続する。

p6  
参  
照

学校・地域社会とのつながりを  
途絶えさせないために

### 学校には登校できるが、教室に入れない

- 校内教育支援センターや保健室等、教室以外の居場所を確保する。
- 1人1台端末を活用した学習（授業のオンライン配信を含む）、取り組んでみたい教科、行事、部活動のみの参加等、多様な登校形態を認める。
- 教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー等による面談を実施する。
- 特別支援教室巡回教員に行動観察や面談を依頼し、情緒面での支援について検討する。
- チャレンジクラス設置校（上野中学校）への検討も視野に入れる。

### 学校への登校がほとんどできない

- 生活指導相談学級（あしたば学級）への通級、ふれあいパートナーの利用、学習支援団体（下表参照）の利用を検討する。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを通じて、子ども家庭支援センター、教育相談室、医療機関等との連携を図る。

名称	対象、活動時間等	連絡先
子どもの居場所 ういず （学習支援・谷中） ※東京保健生活協同組合が運営	小学生、中学生 15:30～18:00 （火・木曜日）	子育て・若者支援課 5246-1237
ユニバーサルスペース さくら （学習支援・橋場） ※社会福祉法人が運営	小学生、中学生 16:30～19:00 （月・水・金曜日）	子育て・若者支援課 5246-1237
みらい （学習支援・松が谷） ※NPO法人が運営	小学生、中学生 16:00～19:00 （水曜日）	子育て・若者支援課 5246-1237
こぼと （学習支援・清川） ※NPO法人が運営	小学生、中学生 16:00～19:00 （火・木曜日）	子育て・若者支援課 5246-1237

生活指導相談学級  
（あしたば学級）

5246-5923

教育相談室

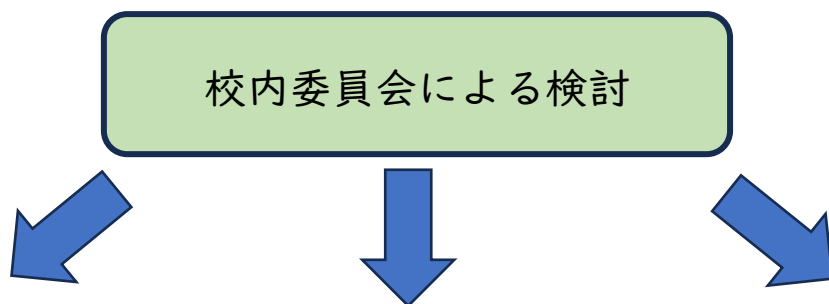
5246-5855

SSW、ふれあいパートナー  
（教育支援館内）

5246-5921

東京都児童相談センター、松が谷福祉会館、台東保健所、  
子ども家庭支援センター、警視庁台東少年センター、医療機関

### III 本区における取組



在籍校への登校が可能	在籍校への登校は困難だが、学校での支援が可能	学校以外での支援が必要
<p data-bbox="103 757 549 965">校内での支援充実 合理的配慮、オンライン授業、SC面談等を行う。</p> <p data-bbox="103 1032 549 1384">エデュケーション・アシスタントの活用 (小学校) 副担任的な立場で、児童の支援や保護者とのやり取りを行う。 【指導課】</p>	<p data-bbox="576 757 1011 1093">上野中チャレンジクラス 少人数環境の中、ゆとりある教育課程（1日4時間程度）を編成し、教育活動にあたる。 【指導課】</p> <p data-bbox="576 1144 1485 1429">バーチャル・ラーニング・プラットフォームの利用 仮想空間におけるコミュニケーション、ドリル教材等に取り組む環境を提供する。 【教育支援館】</p>	<p data-bbox="1043 757 1474 1093">生活指導相談学級 「あしたば学級」 個別や小集団による学習支援を行ったり、生活指導相談員等が面談を実施したりする。 【教育支援館】</p>
<p data-bbox="188 1480 932 1778">ほっとステーション（校内別室）の設置 校内別室指導支援員の活用 担任等との連携の下、支援員が、児童生徒の学習支援や相談に応じる。 【教育支援館】</p>		<p data-bbox="1043 1473 1474 1794">ふれあいパートナーの活用 週1回自宅を訪問して、利用者の話し相手や遊び相手としての活動を行う。 【教育支援館】</p>
<p data-bbox="153 1868 1437 1973">不登校対応巡回教員（中学校）SC、SSW等 外部人材の活用</p>		

## 1 チャレンジクラス（東京型不登校特例校）

校内の分教室に教員を配置し、「生徒一人一人の状況に応じた柔軟な学び」を実現するために設置するものです。令和7年度から、上野中学校内に設置し、不登校児童生徒の実態に配慮した、特別の教育課程による授業を実施しています。

### ※チャレンジクラス（東京型不登校特例校）

東京都独自の取組として、令和6年度から都内の公立中学校で実施。

不登校生徒に配慮した教育課程（通常の約7割）を編成し、既存の学校施設（空き教室等）を利用して設置されるクラス

### ※学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）

文部科学省の指定を受け、不登校児童生徒の実態に配慮した教育課程を編成する学校。

## 1 チャレンジクラス（東京型不登校特例校（校内分教室））の設置【新規】

### 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の概要

- 文部科学省が指定した学校において、不登校児童・生徒の実態に配慮し、年間授業時数の削減など柔軟な教育課程と教員による指導を実施
- ⇒ **全国24校のうち、都内公立5校（本校型1、分教室型4）**

### 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）のよさと課題

- ☆ 自分に合った学びを通して意欲を高める子供が増加
- ☆ 相談・指導を受けていない生徒の割合が減少
- ▲ 経費・土地・施設の確保が難しく、新規設置が進んでいない

### 令和6年度の都教育委員会の取組

#### 校内分教室に教員を配置し、生徒一人一人の状況に応じた柔軟な学びを実現

#### 本事業の特徴

- 校内分教室担当教員と**本校教員との連携**が容易
- 校内の**既存施設を使用**するため、経費・土地・施設の負担を減らすことが可能
- 不登校が長期化した生徒に対しても**学校とつながりやすい環境**を整備

#### 教育課程・時数・配置

- 教育課程  
⇒ 配置校で編成
- 年間授業時数【例】  
⇒ 週19時間（通常29時間）  
年間665時間程度（通常1,015時間）
- 教員数  
⇒ 都の定数配置基準に基づき、**一校につき概ね3～6人を配置**

#### 整備計画

- 配置校数  
⇒ **中学校10校**
- 学級数…各学年1学級  
⇒ **計30学級**
- 整備に係る都の補助  
⇒ 合計経費の**1/2補助**

2

「令和6年度不登校施策について」（令和6年2月 東京都教育委員会）

## 2 校内教育支援センター

継続的に登校できるが、在籍する教室に入ることができない児童生徒を対象に、空き教室等において、学習支援やカウンセリング等を実施するものです。今年度より、全区立学校に校内教育支援センターを設置するとともに、校内別室指導支援員（有償ボランティア）を配置し、個に応じた支援を実施しています。

○校内別室指導支援員の配置要件（次のいずれかに該当する者）

- (1) 教員免許を有する者
- (2) 学校等において児童等に対し、学習指導等の経験がある者
- (3) 教職課程、心理学または社会福祉学等を履修している大学生・大学院生
- (4) その他、本事業に理解があり、校長が校内別室指導支援員として適当と認められた者

○報償費 1,500円（1時間）

1

### 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、 学びたいと思った時に学べる環境を整えます。

#### 01 不登校特例校の設置を促進

令和5年2月現在 不登校特例校： 21校  
設置していないが設置を検討している市町村： 379

早期に全ての都道府県・政令指定都市に、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう、分教室型も含め全国300校を目指します。このため、設置事例や支援内容等について全国に示すとともに、都道府県が域内の設置状況を踏まえ積極的な役割を果たすことを明確にします。

人事交流等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化するとともに、他の学校の児童生徒へのオンラインを活用した相談支援、他の学校への助言やノウハウの普及を行います。

「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立った対応しいものとします。



#### 02 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置を促進

令和5年2月現在 全ての学校に設置している市町村： 228  
設置している学校がある市町村： 1015

自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境を学校内に設置します。

自分のクラスとつながり、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにします。

#### 03 教育支援センターの機能を強化

令和5年2月現在 単独で設置している市町村： 1147  
他の自治体と共同設置している市町村： 126  
設置していないが設置を検討している市町村： 134

不登校の児童生徒への支援に加え、その保護者が必要とする情報を提供するとともに、子供たちが様々な学びの場や居場所につながるができるよう、地域の拠点としての教育支援センターに求められる機能や役割を明確化します。

民間のノウハウを取り入れた不登校の児童生徒への支援が行えるよう、業務委託や人事交流等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化します。

より広域の子供たちや保護者につながるよう、オンラインによる支援機能を強化するとともに、在籍校とつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにします。

併せて、不登校の児童生徒への支援におけるメタバースの活用について、実践事例を踏まえた研究を行います。

5

「COCOLOプラン」（令和5年3月 文部科学省）

### 3 不登校対応巡回教員

中学校（7校のうち6校）を週2回訪問し、各校の不登校対応や不登校を生み出さない魅力ある学校づくりについて、助言等を行っています。担任や教職員と連携しながら、「新たな不登校を生じさせない取組（未然防止）」や「多様な学びの場を確保する取組（早期対応、長期化防止）」等への支援を行います。また、不登校生徒が安心して登校し、学校生活を送ることができるよう、校内教育支援センターの環境整備や活動内容について、校内別室指導支援員やSSWとも連携を図っています。

各校の好事例については、校長会や生活指導主任研修等で共有し、区内全体の不登校対応力強化につなげていきます。

- ・ 不登校対応巡回教員が、家庭と学校との連携を行うとともに、SSWとの関わりを促すことで、本児が担任以外とつながることができた。
- ・ 柔軟な対応について、教職員が理解を深めることができた。

「不登校児童・生徒支援事例報告書」（東京都教育委員会）

## 2 不登校対応巡回教員の配置【新規】

### 不登校加配教員の効果

- 加配教員による未然防止や早期支援の取組が出現率を抑制
- 多様な取組の連携・調整を図り、校内全体の取組を活性化
- ⇒ **加配校の不登校出現率上昇を抑制**

### 不登校加配事業の在り方の検討

- △ 未配置校は校内体制不備により不登校対応が不十分
- △ 未配置校ではノウハウ不足により不登校対応が不十分
- ⇒ **加配教員の効果を都全体へ波及させることが必要**

### 令和6年度の都教育委員会の取組

#### 拠点校及び巡回校を巡回し、不登校担当校の不登校対応力の底上げ

#### 巡回教員の仕組み

- 原則5校を1グループとし、週1回ずつ巡回
- 配置対象は原則地区内1年以上経験の主任教諭・教諭
- 生徒の実態に応じた学校全体の支援を助言
- 不登校を生まない魅力ある学校づくりを助言

#### 拠点校・巡回校

- 不登校生徒や保護者への対応の校内体制強化
- 巡回教員の取組を最大限にサポート
- 巡回教員を活用した支援会議や研修の運営
- 好事例を蓄積し、研修等で地区内に共有

#### 巡回教員の配置計画

- **令和6年度：33人**

※令和5年度加配終了教員の定数を移行

	開始	定数	R3	R4	R5	R6	R7以降
不登校加配・不登校対応専門教員 R6…75人	R3	33人		3年間			
	R4	37人			3年間		
	R5	38人				2年間	
不登校対応巡回教員 R6…33人	R6	33人					継続
教員配置数 合計			108	108			

3

「令和6年度不登校施策について」（令和6年2月 東京都教育委員会）

#### 4 生活指導相談学級（あしたば学級）

様々な理由により、長期欠席傾向にある児童生徒に対し、集団生活や相談活動をとおして、自ら学ぶ力、協調性・社会性、自立性・自発性等を育てるとともに、心の安定を図り、社会的自立に向かうよう支援している場所です。

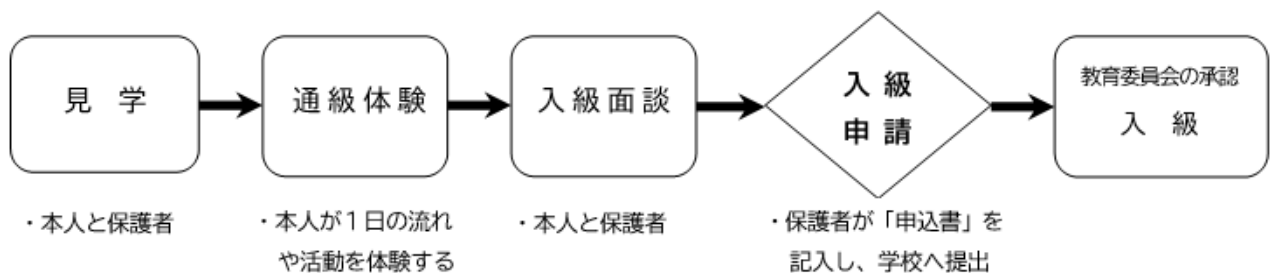
##### ○対象

- (1) 様々な理由により、長期にわたって欠席している児童生徒（病気欠席以外）
- (2) 台東区立小・中学校に在籍、もしくは区内在住の児童生徒

##### ○概要

- (1) 教育支援館内にある「あしたば教室」にて、個別や小集団による学習等に取り組む。
- (2) 退職教員や臨床心理士等が、学習支援や教育相談にあたっている。
- (3) あしたば学級への通級については、指導報告を受け取った在籍校長が、在籍校への「出席」と扱う場合がある。

##### ○入級までの流れ



# あしたば学級

「あしたば学級」ってどのようなところですか。

学校に行けない状態が続いている子供たちが、個別学習や体験活動等に取り組みながら、自分なりのペースで社会的自立や学校復帰を目指す場所です。



学習室（個室・共有）だけではなく、読書をしたり、体を動かしたりするスペースがあります。調理実習にも挑戦することができます。



活動内容を教えてください。

職員と相談しながら、活動計画を自分で立てます。ワークブックや、1人1台端末を使って学習をしたり、プレイルームで運動をしたりすることができます。読書や創作活動に取り組むこともできます。

#### Aさん（小学6年生） ある日の活動

9:15	あしたば学級 職員室で先生とあいさつ 活動計画を立てる。
9:30~10:15	国語・算数（ワークブック）
10:25~11:10	友達とバスケットボールを楽しむ
11:15~12:00	社会・理科（ワークブック、インターネット）
12:00~13:00	昼食（みんなで弁当を食べる）
13:00~13:45	読書・イラスト
13:50~15:00	VLP（仮想空間でのコミュニケーション）
15:00	活動を振り返り、帰宅する。

#### 入級をお考えの方へ

在籍している学校に「あしたば学級に通いたい。」とお伝え  
いただいた上で、あしたば学級にお問い合わせください。

ご質問等は、随時受け付けています。

台東区立教育支援館 あしたば学級 5246-5923

## 5 ふれあいパートナー派遣事業

長期欠席等で家にひきこもりがちな児童・生徒に対して、ふれあいパートナー（心理学を専攻している大学生等）を派遣している事業である。週1回、利用者の自宅を訪問して、話し相手や遊び相手としての活動を行っています。

### 「ふれあいパートナー」を派遣します

家庭にひきこもりがちな児童・生徒（区立学校に在籍もしくは区内在住で私立学校等に在籍する者）を対象に、心理学を専攻している大学生等（パートナー）を派遣する事業です。

#### 派遣時間及び期間

- ① 週1回2時間程度（平日の9時～16時の間）
- ② 原則6ヶ月までの派遣です。派遣期間内であっても、年度末（3月）で一度終了となります。

#### 派遣場所

保護者在宅での自宅への派遣を基本とします。  
気分転換を目的とした外出の場所は、訪問先の  
近隣公園程度としています。

※経費を伴う場所・施設等での活動はできません。



#### 利用をお考えの方へ

在籍している学校に「ふれあいパートナーを利用したい。」とお伝えいただいた上で、あしたば学級にお問い合わせください。  
ご質問等は、随時受け付けています。

台東区立教育支援館 あしたば学級 5246-5923

## 6 バーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業

あしたば学級を利用している児童生徒及び家庭に引きこもりがちで学校外の公的機関や民間施設にも通所が困難な児童生徒に対して、オンライン上の仮想空間を活用した学びの場（本事業）を提供し、個別最適な学びの充実や社会的自立の一助とする事業です。

### ○バーチャル・ラーニング・プラットフォームとは

支援が必要な児童生徒に対して、オンラインで教育や交流の場を提供するためのWEB上のシステムのこと。学校や自宅から自分のペースで利用することができる。

### ○何ができるのか

#### (1) 楽しいコンテンツで学ぶ

自学自習用のWEB教材やプログラミング教材などのコンテンツがあり、自らの興味関心や学習状況に応じた活用が可能である。

自学自習用Web教材  
**デキタス**

小1～中3までの5教科、教科書対応学習システム。  
「教科書のこの部分を勉強したい」という児童生徒主体の学習を起点とするため、好きなこと、興味があることから、自分のペースで学習できます。

デキタスは、学校の学習内容の理解を目的に開発され、教科書内容に沿った授業動画や演習問題が5教科すべてにラインナップされているほか、既習・未習分野のさかのぼり・さきどり学習機能等を搭載し、学び本来の楽しさを体感することを通じて、自ら学ぶ意欲を持った児童・生徒を育成します。



#### (2) 様々な方法でコミュニケーションを楽しむ

アバター（仮想空間上のキャラクター）のチャット機能を活用し、用途に合わせてコミュニケーションをとることができる。





# 参 考

- 1 不登校児童生徒への支援の在り方について
- 2 不登校の児童生徒等への支援の充実について
- 3 不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る  
成績評価について
- 4 台東区立学校における不登校児童・生徒の家庭でのICT等  
を活用した学習活動の出欠の取扱いに関するガイドライン
- 5 台東区立学校における不登校児童・生徒の学校外の公的機関  
や民間施設での活動の出欠の取扱いに関するガイドライン
- 6 校内別室指導員配置事業実施要綱
- 7 令和7年度 総合教育会議資料